

改訂箇所：朱書き・黄色マーカー（ただし軽微な修正箇所は除く）

※令和4年度末のVer.1.0策定後に生じた社会情勢の変化や国の動向、本市の新規施策等を盛り込むため、部分的な追記をおこなっています。

KYOTO × 教育 DX ビジョン

Ver1.0(令和5年3月31日策定)

Ver1.1(令和6年3月31日改訂)

Ver1.2(令和7年3月31日改訂)

目次

1 はじめに

- (1) 策定の目的…………… 1
- (2) 本指針の位置づけ…………… 1

2 総論

- (1) 計画期間…………… 2
- (2) 目指す姿…………… 2
- (3) 目指す姿の実現に向けた「6つの道筋」…………… 3

3 各論（「6つの道筋」）

- ①デジタルならではの強みを生かした学習活動の充実…………… 4
- ②デジタル社会の善き担い手の育成…………… 6
- ③誰一人取り残されない、個に応じた指導・支援の充実…………… 7
- ④校務のデジタル化による働き方改革の推進、学校文化の変革…………… 8
- ⑤教育データの利活用…………… 10
- ⑥安心して快適な ICT 環境及びサポート体制の整備…………… 11

4 取組の進捗状況を測る指標…………… 13

- (参考資料)…………… 16

1 はじめに

(1) 策定の目的

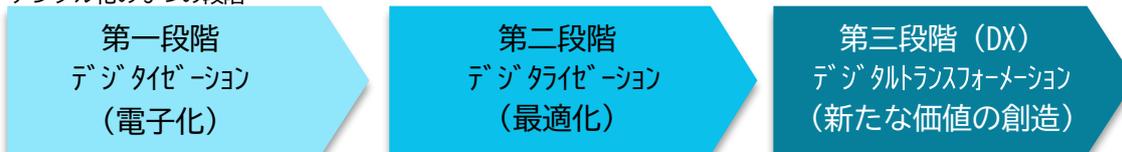
文部科学省が令和元年度に提唱した「GIGA スクール構想」は、直後に発生した新型コロナウイルス感染症への対応のため国の ICT 環境整備計画が大幅に前倒しされ、本市でも、令和 2 年度末までに全ての小・中・小中・総合支援学校で、児童生徒一人一台端末や高速・大容量の校内通信ネットワークの整備、クラウドサービスの積極的な活用など、新たな時代に対応する教育 ICT 環境が実現することとなりました。

こうした学制発布以来とも言える急激な教室環境の変化の中で、本市では、令和 3 年度を一人一台端末の「本格活用元年」と位置づけ、日常的な学習活動の充実や緊急時の学習保障の手段として、まずは基本的な操作方法の習得等から段階を踏んで取組を進めました。令和 4 年度（充実期）からは、端末を文房具として、より日常的・主体的で効果的な活用となるよう各校で創意工夫ある教育実践を積み重ねています。同時に、幼稚園においても場面に応じた ICT の効果的な活用が進み、また、高等学校では各校の特色に応じて端末の導入と活用が進められてきましたが、令和 4 年度入学生から全校で一人一台の環境が実現し、より一層の効果的な活用を進めています。

一方、超スマート社会（Society5.0）と言われる社会が到来し、デジタル化の更なる進展や技術革新による社会変革（Innovation）により、予測困難で激しい変化が継続と言われており、こうした時代（VUCAの時代）を生きる全ての子どもが、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学び、自らの可能性を最大限発揮しながら一人一人の多様な幸福（Well-Being）を実現できるよう、デジタル技術を基盤に新たな教育の在り方を創造していくこと（＝教育のデジタルトランスフォーメーション（教育DX））が求められています。

このため、国の学校教育情報化推進計画（令和 4 年 12 月策定）では、教育 DX 実現までの途上にあたる令和 5 年度から当面の時期は、従来の取組への部分的な ICT の導入やデジタルへの単純な置き換え（デジタル化の第一段階：デジタルイノベーション）に加えて、ICT 環境を前提とする取組の再構築・最適化（デジタル化の第二段階：デジタルイノベーション）へ着実に移行する必要性が指摘されています。

デジタル化の3つの段階



今回策定した本市の「KYOTO×教育 DX ビジョン」は、将来的な教育 DX の実現を見据えつつ、「充実期」に続く次のフェーズにあたる令和 5～7 年度の今後 3 年間で、本市学校教育において、特に教育の情報化の観点から目指す姿や取組の道筋を全ての教職員と教育委員会が共有するための指針とするものです。

本指針の下、変化の激しい中でも、新しい時代の教育の創造に向け、全ての関係者が持てる力を結集し、学校ならではの直接体験を伴う集団の中での学びと、ICT を効果的に活用した学びを組み合わせながら、本市学校教育の一層の充実に取り組んでまいります。

(2) 本指針の位置づけ

本指針は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、国の学校教育情報化推進計画を参考に、京都市の学校教育情報化推進計画として策定いたします。

ただし、本指針は、今後の学校教育の情報化を進めていくうえで、全ての教職員及び教育委員会が取組の理念や目指す方向性、今後進める具体的施策を共有する目的で策定するものであり、内部指針と位置付けます。

2 総論

(1) 計画期間

本指針は、本市立学校における教育 DX の実現に向けた中長期的な視野を持ちながら、「はばたけ未来へ！京プラン 2025」（令和 7 年末まで）と終期の年度を合わせ、令和 7 年度末までの当面の 3 年間（令和 5～7 年度）を計画期間とします。ただし、今後 3 年間にも現時点で予想できない変化が生じることが想定されることから、期間中であっても必要に応じて柔軟に修正を行います。

(2) 目指す姿

目指す子どもの姿

全ての子どもが学びの当事者として、デジタルならではの強みを理解し活用することで、自分らしい学びを実現するとともに、多様な他者と協働しながら、粘り強く挑戦を続ける姿

- 一人一台端末を文房具として日常的に活用できる環境の下、子どもがデジタルとアナログ双方の強みを理解したうえで、場面や自身の特性に応じて使い分けながら、自らの立てた学習計画に沿って習熟度やペースに合わせて学習を進め、さらには学習履歴等の確認を通して学習を自己調整していくなど、学びの当事者として、自分自身の特性に合った最適な学びを模索する主体的な姿を引き出し、支えることが重要です。
- また、ICT の効果的な活用を通して、子どもたちが必要な情報を収集・分析したり、多様な他者と意見を交流する中で自らの考えを深めたり、新たな問題を発見・解決したりしていくために必要な、全ての学習の基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」の育成に教育課程全体で取り組みます。
- こうした取組を通して、将来、更に高度化・複雑化していくデジタル社会にも積極的に参画し、自ら課題を見つけ、困難で答えのない問いに対して粘り強く挑戦を続けながら新たな価値を生み出していける「デジタル社会の善き担い手」となる子どもの育成を目指します。

目指す教職員の姿

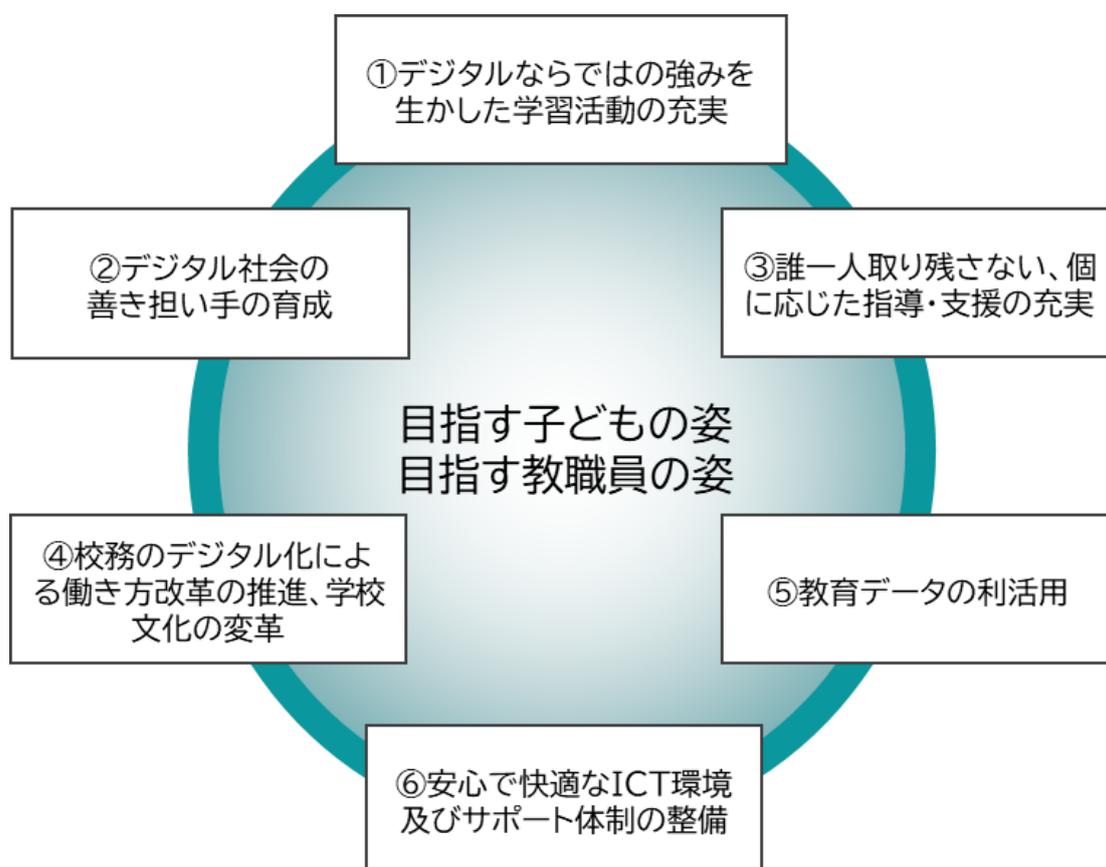
全ての教職員が子どもに丁寧に寄り添い、ICT の活用を通して主体的な学びに伴走するとともに、校務 DX の実現による事務効率化と学校文化の変革を通して、健康で心豊かな生活の中で自らも生き生きと学び続ける姿

- 目指す子どもの姿の実現に向け、教職員自身が学び続け、ICT 活用指導力はじめ資質能力の向上を図るとともに、子どもたちの主体的な学びを引き出し、一人一人の個性に丁寧に寄り添いながら学びに伴走する姿を目指します。
- また、校務の面でもデジタル化を一層進め、業務効率の向上に引き続き取り組むとともに、デジタル活用を契機として従来の「当たり前」を積極的に見直し、教職員の働き方改革の推進や学校文化そのものの変革（校務 DX）につなげていくことで、一人一人の子どもと丁寧に向き合う時間の創出や魅力ある教職の実現を目指します。

(3) 目指す姿の実現に向けた「6つの道筋」

目指す姿及びその先にある教育DXの実現に向けて、令和5年度以降、各学校及び教育委員会が様々な取組を進める際に意識すべき方向性を「6つの道筋」としてまとめました。

ICTを活用した全ての取組を下支えする安心で快適な環境を基盤に、教育データの利活用によって学習・校務両面の取組のアップデートを図り、校務のDXにより教職員が子どもと向き合う時間の確保につなげながら、デジタルならではの強みを生かした子どもたちの学習活動の充実と、デジタル社会の担い手となるために必要な力の育成を図り、誰一人取り残されない、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」本市教育理念の実現を目指すこととします。



次ページ以降の各論では、6つの道筋の観点をそれぞれ更に掘り下げ、令和4年度時点（及び各改訂時点）での「現状と課題」、国の動向などを踏まえて本市がこれから進むべき「取組の方向性」、そして教育委員会の各所属として取り組む当面の「主な施策」を示しています。

全ての教職員と教育委員会事務局職員がこうした教育DX実現に向けた「6つの道筋」と将来ビジョンを共有しつつ、個々の児童生徒や学校がICTを効果的に活用して、個別最適な取組を一層進めることで、目指す姿の実現に向け全市一丸となった取組を進めます。

3 各論

① デジタルならではの強みを生かした学習活動の充実

<現状と課題>

令和3年度「本格活用元年」から令和4年度「充実期」にかけて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、授業や家庭学習のあらゆる場面で一人一台端末や教育ソフトの日常的・主体的な活用が各校で進んでいます。

こうした取組の成果もあり、令和3年度の取組状況に関する調査結果（13頁参照）では、授業でICT機器を毎日活用している割合が本市は全国平均を大きく上回っており、激動のGIGAスクール導入期にあっても、本市の高い教育力と積極的な姿勢が発揮された結果となっています。また、学級閉鎖等の緊急時にも、原則としてオンラインでの学習保障を実施することとしており、全ての学校で学習保障が行える準備が整っています。

ただし、取組が進む一方、学校間・教職員間でICTの活用状況に差が生じている状況が全国的に課題とされており、本市も同様の課題を抱えています。こうした活用状況の差には、学校ごと・教職員ごとの教育の情報化やICT活用に対する理解度・積極性の差だけでなく、校内体制上の課題や、児童生徒の情報モラル面での課題など様々な要因が背景にあり、今後は、各校が抱える課題を一つ一つ地道に解消しながら、全市的な活用の底上げを図っていく必要があります。

また、一人一台端末環境が3年目を迎える中、ICTをどの程度活用したのかという量的な視点だけでなく、ICTの活用が学習活動の充実や育てたい資質・能力の育成につながっているのかという質的な視点で、より効果的・意図的な活用に一層重点を置いていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちが、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを自ら考え、選択し、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造していくためには、今次の学習指導要領において言語能力や問題発見・解決能力と並んで学習の基盤となる資質・能力に位置付けられた「情報活用能力」の育成が欠かせません。

さらに、社会全体のデジタル化が加速度的に進む中、子どもたちが社会とのつながりを意識しながら学びを進める「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校や教職員が持つ知識・経験だけで対応することは困難であり、産学公の連携や家庭・地域の協力の下、子どもたちが新しいデジタル技術や考え方を身近に感じながら学べる機会を提供する必要があります。

今後、全ての学校・全ての教室で日常的にICTが活用されることを前提に、各校のカリキュラムマネジメントの下で計画的な情報活用能力の育成に取り組みながら、優れた実践事例を広く共有し、全市的な取組を進めていくことが必要です。

また、令和6年12月に文部科学省から発表された「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」では、一部の学校におけるパイロット的な取組に限らず、原則としてすべての学校で、初等中等教育段階から、その発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しながら、学校における生成AIの利活用を進めていくことが必要とされており、本市でも研究が必要です。

取組の方向性

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

授業や家庭学習の学びのサイクルの中で、一人一台端末やデジタル教科書、各種教育ソフト等の効果的な活用を通して、子どもの習熟度やペースに合わせた個別最適な学びを進める一方で、多様な他者の意見に触れる協働的な学びの中で互いに影響されながら各々の考えを更に発展させ、またそれぞれの個別の学びに生かしていくという循環を生み出し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に引き続き取り組みます。

(2) 学校教育活動全体を通じた計画的な情報活用能力の育成

全ての学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力について、小・中学校段階からプログラミング教育の更なる充実を図り、学習・情報センターである学校図書館も積極的に活用しながら、「情報活用能力アドバイスシート」を目安にカリキュラムマネジメントの観点から学校教育活動全体を通して計画的な育成を図ります。また、教育活動における生成 AI の利用について、**試行的な取組も含め、児童生徒による生成 AI の適切な利活用に向けた**成果・課題の検証を行います。

(3) 大学や企業が有する最先端の知見の活用、オンラインならではの多様な学習体験の創出

特に技術の発展が早いデジタル分野の特性を踏まえ、大学や企業との共同研究や、各種教育ソフトをはじめとする民間の教育サービスの利用などにより、子どもたちが社会の変化を機微に捉え、現実社会を構成している最先端の技術や考え方をより身近に感じることができる教育環境の創出に努めます。

また、時間や空間の制約を越えるオンラインの強みを生かし、外部講師のオンラインでの招聘や他校との交流学習など、多様な学習体験の提供に積極的に取り組みます。

(4) 教職員の ICT 活用指導力の向上、教師主導から学習者主体の授業への転換

学校間・教職員間での ICT 活用状況の差を解消し、授業や単元のねらいの達成に向けた効果的な ICT 活用を全ての教室で進めるため、教職員の ICT 活用指導力の更なる向上を図ります。

また、子ども一人一人の自分らしい学びの実現に向けて、教師主導の教え込み型の授業から、子どもの個性に応じた主体的な学びに伴走し支援する授業への転換（ティーチャーからファシリテーターへの転換）を着実に進めます。

(5) 学級閉鎖等の緊急時におけるオンラインでの学習保障

学級閉鎖等の緊急時においても、オンライン会議システムや教育ソフトを活用したオンライン学習を実施することを原則としながら、児童生徒の発達段階や休業期間などによっては紙の教材も柔軟に活用し、子どもたちの学びを止めない学習保障を行います。

<教育委員会が取り組む具体的施策>

※計画策定時（令和 5 年 3 月 31 日）以降に取り組む施策には **新** を記載

- ・ 情報活用能力アドバイスシートの策定（必要に応じて年度ごとに更新）
- ・ 京都市スタンダードでの効果的な ICT 活用場面の提示
- ・ デジタル教科書の効果的な活用研究
- ・ 授業支援ソフトやデジタルドリル等の教育ソフトウェアの活用推進
- ・ 英語教育重点校等への英語アプリの導入
- 新** ・ 各種教育ソフトの連携プラットフォームとなる「学習 e ポータル」及び文部科学省 CBT システム「MEXCBT（メクビット）」の活用 **R5.4月～全中学校、R7.4月～全小・総合支援学校**
- ・ ICT 活用に関する教職員研修の実施
- ・ 京都市教職員研修支援 SMART PORTAL 等での優れた実践事例の積極的な発信
- ・ ICT 支援員やサポートデスク等による学校支援体制の継続的な整備
- 新** ・ **中学校プログラミング教育の充実に向けた新たなセンサーカー及び各種センサー等の活用 R7.4月～**
- 新** ・ 一人一台端末等から利用できる蔵書検索システムの導入 **R5.9月～**
- 新** ・ 公共図書館が提供する電子書籍サービスを活用した読書活動・学習活動の充実 **R5.2月～**
- ・ スポーツチャレンジ大会やダンス動画の公開など ICT を活用した体力向上の取組
- ・ 生き方探究館における「わくわく WORK LAND」及び「ジョイ JOB LAND」の実施
- 新** ・ 文部科学省「リーディング DX スクール事業」指定校による一人一台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の創出・モデル化及び普及・展開 **R5.4月～**
- 新** ・ 教育活動における生成 AI の活用研究 **R5.9月～**
- 新** ・ 文部科学省「高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）」を活用したデジタル等成長分野を支える人材育成 **R6.4月～**

② デジタル社会の善き担い手の育成

<現状と課題>

これから社会全体のデジタル化が一層進み、学校・家庭を問わず、子どもがインターネットやデジタル機器に触れる機会がますます増加する中では、危険性を過度に恐れて子どもからデジタル機器を遠ざけるのではなく、全ての教育活動を通して子どもがインターネットやデジタル技術ならではの強みを正しく理解し、積極的に活用しながら社会に参画するために必要な力を身に付けていくことが重要となっています。

また、生成 AI の加速度的な普及・発展や、子どもが学校外で生成 AI を活用したサービスを利用するなど、子どもたちの身の回りにも溶け込みつつある現状を踏まえ、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）や、知的財産権など自他の権利を尊重することなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する必要性が一層高まっています。

GIGA スクール構想以前から、子どものデジタル機器の利用は学校よりも家庭が先行し、学習活動での利用よりも、スマートフォン等による SNS や動画視聴、ゲーム等での利用が多くなっていることが、本市も含む我が国全体の傾向として指摘されてきました。本市でも、SNS 等を通じたはじめや、インターネット上への個人情報の流出、有害サイトへのアクセス、さらには長時間の利用による生活習慣の乱れや心身の不調など、スマートフォン等の利用に伴う危険性から子どもを守ることを第一に、様々な危険を回避するために必要な知識や利用ルールを学ぶ情報モラル教育に保護者・地域とともに取り組んできました。

そして、現在、一人一台端末の配備により、学習の文房具として一人一台端末をはじめとする ICT の日常的な活用が求められるようになったことを背景に、子どもたちに対する情報モラルの指導にあたっては、1 時限の中で情報モラルに関する様々な教材を使用して学ぶ「学習型情報モラル教育」と、教科等の授業における実際の端末活用場面を通して学ぶ「活用型情報モラル教育」の 2 つにアプローチを体系化し、各学校で取組を進めているところです。

さらに、生成 AI が今以上に社会生活に組み込まれていくことを前提に、学習活動における将来的な児童生徒による生成 AI の利活用を見据え、全ての子どもが小学校と中学校の段階において、生成 AI の性質や特徴について学ぶ情報モラル教育に取り組むこととします。

今後、新しい時代の教育を目指すうえで、本市においても、子どもたちをインターネット等に潜む危険性から守る取組や健康面への適切な配慮はしっかりと堅持しながらも、保護者・地域と共に、デジタル社会の善き担い手となる子どもたちに必要な知識や技能、行動を身に付けさせるデジタル・シティズンシップ教育の理念を踏まえた取組に一層注力していく必要があります。

取組の方向性

(1) デジタル・シティズンシップ教育の理念を踏まえた取組の推進

現代社会が様々なデジタル技術によって成り立っており、さらには生成 AI のように新たに生まれた革新的な技術が急速に普及・定着していくことを前提に、子どもが自らの学びに ICT ならではの強みを積極的に取り入れ、問題が生じた際にはその解決を図るとともに、著作権への理解等も含めデジタル技術を正しく効果的に活用しながら社会に参画しようとする姿勢やそのために必要な能力を身に付けられるよう、デジタル社会の善き担い手を育成する「デジタル・シティズンシップ教育」の理念を踏まえた取組を進めます。

(2) 保護者や地域と共に進める情報モラル教育の継続実施

子どもがインターネットやデジタル機器に触れる機会が増える中、スマートフォンやGIGA端末をはじめとする情報機器の利用ルールの徹底やインターネット等に潜む危険性を伝える情報モラル教育に、保護者・地域と共に引き続き取り組み、責任ある大人として社会に参画するために必要な知識・能力を子どもたちに培います。

また、将来的に子どもが生成AIを活用することを見据えた段階的な取組として、令和7年度から小学校5・6年及び中学校全学年において、全ての学校で生成AIの性質や特徴について学ぶ情報モラル教育を実施します。

<教育委員会が取り組む具体的施策>

※策定時（令和5年3月31日）以降に取り組む施策には新を記載

- ・ 情報モラル市民インストラクターの協力による、児童生徒に対する「情報モラル教室」、保護者・市民に対する「情報モラル講座」の継続実施
- ・ 学習型情報モラル教育教材一覧、活用型情報モラル教育実施例の活用推進
- ・ 「京都市版 デジタル・シティズンシップ教育の手引き（試案）」の活用推進 R5.2～

新 ・ 生成AIに関する情報モラル教育の実施 R7.4月～

③ 誰一人取り残されない、個に応じた指導・支援の充実

<現状と課題>

本市では、以前から、障害に応じた合理的配慮の下での支援の一環としてのICTの積極的な活用や、病気療養中の子ども等の分教室とのオンライン授業配信、不登校傾向にある子どもに対する遠隔授業の実践など、個別の支援が必要な子どもに対する手立てとして、ICTを活用した先進的な実践が積み重ねられてきました。

GIGAスクール構想の下でも、障害のある子どもに対する様々な機器及びアプリケーションの柔軟な活用や、不登校等の子どもに対するオンラインでの緩やかな人間関係づくり、日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対するオンラインでの通訳支援などICTならではの強みを生かした取組が広がっています。今後も困りがある子どもに対するきめ細かな支援のため、一人一人の子どものニーズを起点とした創意工夫あふれるICT活用の実践検証を続けていくことが重要です。

一方、内閣府が令和4年6月にまとめた「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」では、【右図】のように通常学級の中にある子どもの多様性が示され、教師による一斉授業スタイルの限界が指摘されているところです。

今後、特別な支援が必要な一部の子どもだけでなく、全ての子どもに異なる学びの特性があることを前提に、ICTならではの強みを生かしたきめ細かな指導・支援の実現を通じた人権保障の拡大に取り組んでいく必要があります。

特に、令和5年3月に公表された文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」では、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保するためのオンラインを活用した学習指導や相談支援、更には心の小さなSOSを見逃さないための一人一台端末を活用した心や体調の変化の早期発見^{*}等に取り組むべきことが示されており、本市においても、本プランを踏まえた取組を一層進める必要があります。

^{*}心や体調の変化の早期発見については「⑤教育データの利活用」で後述。



出典 内閣府「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」

取組の方向性

(1) 一人一人の特性に応じた指導・支援

話すことや聞くことなど認知・コミュニケーション等に一部困りがある子ども、日本語指導・母語支援が必要な子ども、不登校・不登校傾向の子ども、家庭環境に困難がある子ども、そして特定の分野で高い能力を有しているが配慮や支援が必要な子どもなど、全ての子どもがそれぞれの特性を持っていることを前提に、ICTを活用した個別最適化や効率化を積極的に行い、一人一人の特性に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図ります。

(2) 障害等のある子どもに対する合理的配慮の下でのきめ細かな指導・支援

障害等のある児童生徒に対する支援の手段として、視線入力装置等の補助機器や音声入力・音声読み上げ等のソフトウェア機能、入院病棟等への遠隔授業装置、その他様々なアプリケーションを柔軟に組み合わせ、合理的配慮の下で、一人一人の困りに応じた必要な支援の在り方を常に研究し、実践していきます。

(3) 不登校等の子どもに対するオンラインを活用した心の居場所づくり

不登校や別室登校など教室に入りにくい子どもに対して、対面での支援を大切にしながらも、子どもの状態によっては、自宅や別室と教室をオンラインでつなぐなど、対面とオンラインのハイブリッドによる心の居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。また、メタバース等を活用し、ひきこもり傾向の子どもに対するオンラインの居場所づくりの在り方について研究します。

＜教育委員会が取り組む具体的施策＞ ※策定時（令和5年3月31日）以降に取り組む施策には新を記載

- ・ 個別の支援に有効なアプリケーション等の研究及び各校への紹介
- ・ 障害のある子どものための入出力支援装置の整備・貸出
- ・ 不登校等の子どもへのICT活用を通じた支援に関する「心の居場所づくりハンドブック別冊」に基づく取組の推進
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対するICTを活用した支援（オンライン会議システムを活用した通訳支援等）

新・メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業「オンラインの居場所」の実施 R7.5月～

④ 校務のデジタル化による働き方改革の推進、学校文化の変革

＜現状と課題＞

GIGAスクール構想の推進により学校のICT環境が大きく変化する一方で、教員の長時間勤務や教師不足が喫緊の課題となる中、働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備を進めるうえで、一人一台端末やクラウド、生成AIといったGIGAスクール構想を基盤とするICT環境や、従前から導入している統合型校務支援システムの活用を通して校務の効率化及び学校事務のスリム化を図ることは、極めて大きな役割を果たすものです。中央教育審議会が令和5年8月にまとめた「教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策（提言）」においてもICTを活用した校務改善の重要性が指摘されています。

文部科学省では、令和6～8年度の3年間を集中取組期間と位置づけ、全国の教育委員会及び公立小・中・義務教育学校を対象に「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」による自己点検調査を実施し、教育委員会及び校長のリーダーシップの下、標準的なGIGA環境を徹底的に活用した取組の推進を促すとともに、令和6年8月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、校務系・学習系ネットワークの統合やパブリッククラウド上で運用できる校務支援システムの導入等の次世代校務DX環境の整備に向け、教育委員会の責任の下で、校務DXを加速させることを求めています。

本市では、これまで、令和2年3月に策定した京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針に基づき、保護者や地域にもご理解をいただきながら働き方改革の取組を推進してきました。令和7年3月には同方針を改訂し、教職員の時間外在校等時間の縮減とともに、教職員の「ウェ

ルビーイング」の向上の観点も加え、「働きやすさ」と「働きがい」が両立する学校・幼稚園づくりを進めることとしています。

また、令和6年から教育委員会内に「学校事務改革・校務DX推進チーム」を組織し、現在のICT環境で実現可能な「過渡的な取組」と、次世代校務DX環境を見据えた「中長期的な取組」を両輪として、教育委員会各課や、校長会・教頭会・教務主任会が参画する時間外勤務縮減部会をはじめとする学校現場とも連携しながら取組を進めています。

今後、整備されたICT環境を最大限生かして校務改善を一層進めることが必要であり、校務のデジタル化をきっかけに教職員の働き方に関する従来の「当たり前」を抜本的に見直し、学校文化そのものを変革していくことが求められています。こうした、校務DXの最大の目的は、全ての教職員が健康で心豊かな生活を送る中で、自らも学び続けながら、一人一人の子どもに向き合う時間の確保にしっかりとつなげていくことです。

取組の方向性

(1) デジタル活用を前提とする学校教育活動全体の見直し

デジタル化をきっかけとして従来の当たり前を積極的に見直し、いわゆる事務作業だけでなく、日々の授業準備や宿題、学校行事などの教育活動全般や保護者との連絡の在り方について、ICT環境を前提に抜本的な見直し・最適化を進め、教職員が一人一人の子どもと向き合う時間の創出につなげます。また、学校現場と教育委員会関係課が一体となって、優れた取組の積極的な全市展開・共有を図ります。

(2) 「次世代校務DX環境」の実現を見据えた研究の推進

校務系（事務系）・学習系ネットワークの統合や、クラウド型校務支援システムの導入、システム横断的な種々の教育データを統合的に可視化する「教育ダッシュボード」の構築など、教職員の負担軽減だけでなく、データ利活用による学校経営・学習指導の高度化、災害発生時のレジリエンスの向上などにつながる「次世代校務DX環境」の実現に向けて、現行システムの更新時期※を見据えながら、他都市事例も参考に研究を深めます。 ※例：現行校務支援システムの契約期間（～R10.8）

(3) 全ての教職員が学び続け、生き生きと働ける多様な方策を追求

学び続ける教職員のために、従来の集合研修とオンライン・オンデマンド研修を組み合わせ、国の機関・大学等の魅力あるコンテンツも含め、多彩なニーズに合った研修コンテンツを提供していきます。また、職員室以外からの事務系ネットワークへの接続など、情報セキュリティ対策に十分留意しながら多様な働き方を支えるICT環境の実現に向けた研究を続け、全ての教職員が仕事と私生活を調和させながら生き生きと働ける多様な方策を引き続き追求していきます

<教育委員会が取り組む具体的施策> ※策定時（令和5年3月31日）以降に取り組む施策には新を記載

- ・ 採点補助ソフトの活用推進
- ・ 統合型校務支援システムの活用推進
- 新・ 連絡配信や欠席連絡等の機能を備えた保護者連絡ツールの導入 R5.4月～
- 新・ 多様な働き方を支えるICT環境の研究（事務系システムのリモートアクセス等） R5.2月～
- 新・ 教職員研修支援 SMART PORTAL や国の教員研修プラットフォームの活用推進 R6.6月～
- 新・ 独自の研修履歴システムを活用 R7.4月～
- 新・ 校務DXチェックリストを踏まえた校務DX推進指定校事業の実施 R7.4月～
- 新・ 文部科学省「生成AIパイロット校（校務利用）」事業

⑤ 教育データの利活用

<現状と課題>

一人一台端末や各種教育ソフトウェアの日常的な活用によって様々なデータが大量かつ自動的に蓄積されることとなり、学校教育におけるデータ利活用は大きな転換点を迎えています。令和4年1月にデジタル庁及び文部科学省等の連名で策定された「教育データ利活用ロードマップ」では、個人情報の適正な取扱いに十分配慮したうえで、学習系と校務系それぞれのシステム間の相互連携や、福祉分野など学校外が保有しているデータとの連携、さらには学校間・自治体間での連携など、子どもを取り巻くデータの標準化と相互連携を進める方針が示されました。

こうした下、児童生徒にとっては、学びの記録が可視化されることで学習の振り返りが容易になるため、主体的な学習者として、学習計画に沿った取組状況を自ら点検・自己調整し、自分らしい学びの実現につなげていくことが可能になります。また将来的には、転校や進学で自身の学びの履歴が途切れることなく生涯にわたって自身のデータを蓄積・活用できるようになることが期待されています。

教職員には、従来からの経験に基づく見立てに加え、学習履歴データを確認することを通して、個々の児童生徒や学級全体の学習の進捗や定着状況をより正確に把握し、きめ細かな学習支援の実現につなげることが求められます。また将来的には、校務系及び学習系データの複合的・多角的な分析による児童生徒の心身の変化の速やかな把握などが可能となることも期待されます。

教育委員会においては、国のロードマップに基づく取組の進捗や各種システム・ソフトウェアに係る民間サービスの最新の開発状況等を常に注視し、児童生徒や教職員が教育データを最大限活用できる環境の整備に努めるとともに、匿名化されたビッグデータの分析を通じたエビデンスに基づく政策・施策の立案・検証を行っていくことが必要です。

教育データの利活用は、国においてロードマップに基づく取組が始まったところであり、今後も様々な環境の変化が予測されるため、取組主体ごとに、変化に柔軟に対応し、常に最新の環境を最大限生かすための研究を重ねていくことが必要です。

取組の方向性

(1) 児童生徒による学習履歴データの活用と学習の自己調整

児童生徒が学習時間や正誤状況など自身の取組状況を学習履歴データから確認することを習慣づけることで、自身の学習を客観的に把握し、必要に応じて自己調整しながら、自分なりの学習の進め方やペースを身に付ける力を育みます。

(2) 教職員による児童生徒一人一人の学習状況や学級の傾向の把握

学習履歴データ等の確認により、経験に基づく見立てとも相互補完しながら、学級全体の学習の定着状況を把握し、一人一人の習熟度等に応じた個別の支援につなげるとともに、将来的には、校務系データ等とのより複合的な把握を通して、学級や児童生徒の心身の変化をきめ細かく見取り、一人一人に寄り添った指導・支援の充実につなげます。

(3) 教育委員会によるデータ利活用環境の整備、客観的データに基づく教育政策の立案・検証

児童生徒や教職員が教育データを簡便かつ効果的に活用できる環境を目指して、国の動向や民間サービスの開発状況等を注視し、最新の情勢を踏まえた教育データ利活用環境の整備に努めます。

また、本市の様々な教育施策の有効性をデータに基づき検証し、限られた財源の中で最大の効果を発揮する政策立案を目指します。とりわけ ICT を活用した取組について、端末活用を通して蓄積される匿名化されたデータの分析を通して、効果的な活用事例の確立を目指します。

<教育委員会が取り組む具体的施策> ※策定時（令和5年3月31日）以降に取り組む施策には^新を記載

- ^新・ 端末及び各種教育ソフトの利用ログデータの分析を通じた効果的な活用事例の研究
- ・ 各種調査結果の分析を通じた学校園への支援

- ^新・ 校務支援システムに登録した複数の情報を一覧表示するダッシュボード機能の活用
R6.2月～

- ^新・ 1人1台端末を活用した健康観察及び子どものSOSをキャッチするシステムの導入推進

⑥ 安心して快適な ICT 環境及びサポート体制の整備

<現状と課題>

GIGA スクール構想に伴い、本市では、一人一台端末と校内ネットワークの整備に加え、カメラ・マイクや大型提示装置等の関連機器の配備、インターネット回線の増強など、端末の積極活用とコロナ禍での学習保障に必要な環境整備を順次行うとともに、ICT 支援員の配置や光京都ネットサポートデスクによるワンストップでの相談受付などのサポート体制を構築し、児童生徒や教職員の日常的な ICT 活用を支援してきました。また、取り扱う情報の種類に応じて必要となるセキュリティ対策の徹底や、フィルタリング対策及び夜間利用の制限など、児童生徒や教職員にとって安心して快適な利用環境の実現に向け必要な対策を実施しています。

今後は、これまでの取組を継続しながら、整備した機器や通信環境、システムの適切な管理を徹底するとともに、必要な時期にしっかりと機器更新を行っていくことが必要です。本市においては 2ndGIGA (GIGA スクール構想第 2 期) を迎えるに当たり、端末更新を実施し、令和 7 年度から新たな一人一台端末 (iPad) を順次導入し、高い端末性能と堅牢性を備えた新たな学習の基盤として、学習・校務両面の取組のアップデートにつなげていきます。

一人一台端末の更新に限らず、ICT 環境の継続的な整備を進めるためには、今後も引き続き国による十分な財政措置を要望しつつ、子どもの学びを止めることがないように見通しを持って対応していくことが大切です。特に、端末の活用を進めるにあたって不可欠なインターネット回線については、学校によっては利用が集中する時間帯等に通信速度が十分でない場合もあるため、回線の増強についても計画的に取組を進めます。

また、国において、校務系と学習系システムの分離を前提とせず、クラウド利用を原則に、校務支援システムや学習 e ポータルを軸としながら、学齢簿や就学援助に関するシステム等も含めてデータ連携を行っていく構想が描かれているところであり、本市でも、校務支援システムの次回更新 (R10 予定) 等の機会を見据えて、将来的な教育ネットワーク全体の構成の在り方について研究を進めておく必要があります。

その他にも、教育 DX の実現に向けてあらゆる取組が加速する中、児童生徒や教職員が一層安心して快適に利用できる ICT 環境を目指して、セキュリティ面や予算面の課題も考慮しながら、絶えず前向きな検討を進めていくことが求められています。

取組の方向性

(1) 整備した機器等の適切な管理・更新

ICT 機器をあらゆる場面で安心安全に、かつ、積極的に活用できるよう適切な管理を徹底するとともに、計画的な機器更新を行っていきます。2ndGIGA における端末更新の実施に当たり、OS の変更を伴う大きな環境の変化が生じますが、各種サポート及び研修の充実に努め、学校教育活動に支障が生じないように、適切な支援を行います。

(2) ICT 支援員の配置をはじめとする学校サポート体制の継続

現在、2 週間に 1 回程度の巡回訪問を行っている ICT 支援員の配置を継続するとともに、国に更なる財政措置を求めていきます。その他、サポートデスクによるワンストップの相談受付や情報技術主事による支援など、学校の積極的な ICT 活用をサポートする人的体制を引き続き構築します。

(3) より安心して快適な環境を目指した方策の検討

将来的な教育ネットワークの構成についての研究や、学校発の積極的な ICT 活用の促進、多様な働き方の実現など、セキュリティ面や財政面の課題とのバランスを考慮しながら前向きな研究を続け、より安心して快適に利用できる ICT 環境の実現を目指します。

<教育委員会が取り組む具体的施策> ※策定時（令和5年3月31日）以降に取り組む施策には新を記載

- ・ ICT 支援員の巡回配置（1校当たり2週間に1回程度）
- ・ 情報技術主事や ICT 支援主事による訪問やオンラインによる支援
- ・ 光京都ネットサポートデスクによるワンストップでの相談受付
- ・ フィルタリング対策、夜間の利用制限の実施
- ・ 通信環境のない家庭の児童生徒への通信用機器（LTE 端末含む）の貸与

新 ・ さらなる通信の高速・安定化等、ネットワーク環境の充実にに向けた環境整備 R7 年度中

新 ・ 校務支援システムの次回更新に向けた研究

新 ・ 就学事務（学齢簿編成・就学援助）の国標準準拠システムへの移行（R7 移行完了）

新 ・ 令和7年度中の児童生徒一人一台端末の更新 R7.8月完了

4 取組の進捗状況を測る指標

本指針の目指す姿の実現に向けた取組の進捗状況を確認するため、以下のとおり5つの指標を設定します。

なお、現時点で、最終年度である令和7年度時点の目指すべき数値を特定することはできないことから目標値は設定しないこととしますが、成果指標の数値について、各年度の全国状況との比較や、年度ごとの数値の推移を分析して取組の検証に生かすこととします。

また、令和6年4月に国において「教育DXに係る当面のKPI」として、教育DXに係るKPI（目標の達成状況を測る重要な指標）が示されたことを踏まえ、本指標に対応するKPIと本市の数値との比較を、参考に記載しています。

「目指す子どもの姿」「目指す教職員の姿」の双方に関わる指標

指標1 一人一台端末等のICT機器を授業でほぼ毎日活用する学校の割合

（全国学力・学習状況調査学校質問紙調査 ※前年度までの状況）

「ほぼ毎日」と回答した学校の割合

		令和4年度調査	令和5年度調査	令和6年度調査
小学校	本市	78.5%	84.9% (up)	87.4% (up)
	全国平均	58.2%	65.2% (up)	69.0% (up)
中学校	本市	77.8%	66.2% (down)	66.2% (-)
	全国平均	55.5%	62.6% (up)	67.5% (up)

【参考】本指標に対応する国における教育DXに係るKPI

＜「端末を週3回以上活用する学校」の割合＞

小学校：100% (R6) 【本市 99.3% (R6) 全国平均 93.2% (R6)】

中学校：100% (R6) 【本市 91.6% (R6) 全国平均 90.8% (R6)】

「目指す子どもの姿」に関わる指標

指標2 一人一台端末等のICT機器が勉強の役に立つと考える児童生徒の割合

（全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査 ※前年度までの状況）

※R6年度調査より下表の通り、場面ごとに分けた質問へと変更されている。

「とてもそう思う」又は「そう思う」と回答した児童生徒の割合

令和6年度調査		(1)自分のペースで理解しながら学習を進めることができる	(2)分からないことがあった時に、すぐ調べることができる	(3)楽しみながら学習を進めることができる	(4)画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる
小学校	京都市	84.7%	92.2%	85.3%	89.3%
	全国平均	85.5%	92.1%	86.0%	89.8%
中学校	京都市	78.9%	92.8%	80.3%	88.3%
	全国平均	80.2%	93.9%	82.4%	89.0%

令和6年度調査		(5)自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができる	(6)友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる	(7)友達と協力しながら学習を進めることができる
小学校	京都市	79.6%	88.2%	86.8%
	全国平均	79.2%	86.1%	87.1%
中学校	京都市	78.3%	86.7%	84.6%
	全国平均	77.7%	86.2%	85.2%

(参考) 令和4～5年度の児童生徒質問紙調査「ICT機器が勉強の役に立つと考える」
 に対して、「役に立つ」「どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合
 「役に立つ」と回答した児童生徒の割合

		令和4年度調査	令和5年度調査
小学校	本市	66.2%	67.1% (up)
	全国平均	65.5%	67.5% (up)
中学校	本市	55.6%	50.5% (down)
	全国平均	56.7%	58.7% (up)

「役に立つ」又は「どちらかといえば、役に立つ」と回答した児童生徒の割合

		令和4年度調査	令和5年度調査
小学校	本市	94.6%	94.9% (up)
	全国平均	94.4%	95.1% (up)
中学校	本市	92.8%	90.2% (down)
	全国平均	92.6%	93.3% (up)

指標3 児童生徒の情報活用能力に関する指標

(ベネッセ社のデジタル・情報活用検定「Pプラス(ジュニア・コア)」)

※ICT活用の量的な把握による検証だけでなく、ICT活用が児童生徒の資質能力の育成に効果的につながっているかについて質的な検証を行うため、特に全ての学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力に着目し、令和6年度より新たに民間の検定サービスを活用した抽出調査を実施。

調査対象校：小学校17校1,019名(小6)、中学校9校990名(中2)

【小学校調査】Pプラスジュニア正答率(R6)

	情報モラル・セキュリティ	情報活用	プログラミング	タイピング
本市	70.2%	68.8%	61.4%	79文字/分
全国平均	69.8%	67.8%	61.1%	76文字/分

【中学校調査】Pプラスコア正答率(R6)

	情報社会の問題解決	コミュニケーションと情報デザイン	コンピュータとプログラミング	情報通信ネットワークとデータの活用
本市	56.0%	40.1%	27.0%	27.4%
全国平均	59.4%	42.4%	29.3%	27.6%

「目指す教職員の姿」に関わる指標

指標4 教職員が授業において ICT を活用して指導する能力

(学校における教育の情報化の実態等に関する調査 ※調査年度の年度末時点の状況)

※各回答項目について「できる」「ややできる」と回答した教員の割合

A. 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力

		令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査
全校種	本市	93.8%	94.1%	94.2% (up)
	全国平均	87.5%	88.5%	89.6% (up)

B. 授業に ICT を活用して指導する能力

		令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査
全校種	本市	85.8%	87.3%	87.5% (up)
	全国平均	75.3%	78.1%	80.4% (up)

C. 児童生徒の ICT 活用を指導する能力

		令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査
全校種	本市	87.1%	87.8%	87.7% (down)
	全国平均	77.3%	79.6%	81.6% (up)

D. 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

		令和3年度調査	令和4年度調査	令和5年度調査
全校種	本市	93.6%	93.8%	93.4% (down)
	全国平均	86.0%	86.9%	88.1% (up)

【参考】本指標に対応する国における教育 DX に係る KPI

<授業に ICT を活用して指導する能力>

R7 : 100% 【本市 87.5%(R5) 全国平均 80.4%(R5)】

<児童生徒の ICT 活用を指導する能力>

R7 : 100% 【本市 87.7%(R5) 全国平均 81.6%(R5)】

指標5 ICT を活用した校務の効率化（優良事例の取入れ）に取り組んでいる学校の割合

(全国学力・学習状況調査学校質問紙調査 ※調査年度4月時点の状況)

※令和5年度調査から ICT を活用した校務の効率化（事務の軽減）について「優良事例を十分に取り入れているか」を問う設問へと変更されている。

「よく取り組んでいる」と回答した学校の割合

		令和4年度調査	→	令和5年度調査	令和6年度調査
小学校	本市	32.3%	設 問 変 更	30.8%	44.0% (up)
	全国平均	39.7%		28.9%	32.8% (up)
中学校	本市	34.7%	設 問 変 更	22.5%	31.0% (up)
	全国平均	37.8%		26.9%	28.8% (up)

「よく取り組んでいる」又は「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した学校の割合

		令和4年度調査	→	令和5年度調査	令和6年度調査
小学校	本市	92.4%	設 問 変 更	98.1%	100% (up)
	全国平均	95.0%		98.3%	99.1% (up)
中学校	本市	95.8%	設 問 変 更	97.1%	100% (up)
	全国平均	94.3%		97.7%	98.5% (up)

(参考資料)

今後の教育の情報化の方向性等について、本指針とともに、国が示す以下の資料も参考にしてください。

- [「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）](#)

（文部科学省・中央教育審議会 令和3年1月26日取りまとめ）



- [教育データ利活用ロードマップ](#)

（デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省 令和4年1月7日策定）



- [Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ](#)

（内閣府・総合科学技術・イノベーション会議 令和4年6月2日取りまとめ）



- [学校教育情報化推進計画](#)

（文部科学省 令和4年12月26日策定）



- [GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～](#)

（文部科学省・GIGA スクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議 令和5年3月8日報告）



- [第4期教育振興基本計画](#)

（令和5年6月16日閣議決定）



- [誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）](#)

（文部科学省 令和5年3月31日通知）



○教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

(中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会
令和5年8月28日提言)



○子供たちと教師の力を最大限に引き出すためのデジタルを活用した教育の充実

(第5回デジタル行財政改革会議 文部科学大臣提出資料
令和6年4月22日公表) ※教育DXに係る当面のKPIについて記載あり。



○「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)

(中央教育審議会 令和6年8月27日公表)



○義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ

(中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 義務教育の在り方ワーキンググループ 令和5年12月28日中間まとめ公表 令和6年12月24日審議まとめ公表)



○初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン

(文部科学省 令和5年7月4日 Ver1.0公表、令和6年12月26日 Ver2.0公表)



○高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ

(中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方ワーキンググループ 令和5年8月31日中間まとめ公表 令和7年2月12日審議まとめ公表)



○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

(文部科学省 令和7年3月改訂)



○「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」
に基づく自己点検のフォローアップの実施結果（確定
値）等について

（文部科学省 令和7年3月26日通知）



○教育データの利活用に係る留意事項

（文部科学省 令和5年3月17日第1版公表、令和6年3月29日第2版公表、
令和7年3月28日第3版公表）

